

1 趣旨

平成28年に制定された成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人等の人権が尊重され、不当に差別されないよう、成年被後見人等を資格や営業許可等の対象から一律かつ絶対的に排除する趣旨の規定（以下「絶対的欠格条項」という。）が設けられている各制度について、心身の故障等の状況を個別的・実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定（以下「個別審査規定」という。）へと適正化するもの。

2 警察庁所管法律の改正概要

(1) 個別審査規定が整備されている法律

次の法律について、現行の絶対的欠格条項を単純削除する。

- 道路交通法（放置車両の確認等に関する事務の委託）
- 警備業法（警備業を営む者の認定等）

(2) 個別審査規定が整備されていない法律

次の法律について、現行の絶対的欠格条項を削除するとともに、個別審査規定を新設するほか、古物営業法及び質屋営業法については、取引の安定性を確保する観点から、成年被後見人等に係る取消権を制限する規定を新設する。

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風俗営業等の許可等）
- 古物営業法（古物営業の許可等）
- 質屋営業法（質屋営業の許可）
- 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（自動車運転代行業を営む者の認定等）
- インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（インターネット異性紹介事業の届出）
- 探偵業の業務の適正化に関する法律（探偵業の届出）

3 今後の予定

閣議決定 3月9日（内閣府等との共同請議）

施行期日 警察庁所管法律の改正規定については、公布の日から起算して
6月を経過した日

